

滋賀県環境影響評価技術指針新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第2条の3 省略 (計画段階配慮事項の検討に係る事業特性および地域特性の把握)</p> <p>第2条の4 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地域特性に関する情報</p> <p>ア 自然的状況 (ア)～(ク) 省略</p> <p>イ 社会的状況 (ア)～(カ) 省略 (新設)</p> <p><u>(キ)</u> 法令、条例等(以下「法令等」という。)の規定により環境の保全を目的として指定された地域その他の対象および当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 (新設)</p> <p><u>(ク)</u> その他配慮対象事業に関し必要な事項 (計画段階環境配慮事項の選定)</p> <p>第2条の5 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制</p>	<p>第1条～第2条の3 省略 (計画段階環境配慮事項の検討に係る事業特性および地域特性の把握)</p> <p>第2条の4 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地域特性に関する情報</p> <p>ア 自然的状況 (ア)～(ク) 省略</p> <p>イ 社会的状況 (ア)～(カ) 省略 <u>(キ) 生物多様性の保全および持続可能な利用を目的とした民間団体等の取組の状況</u></p> <p><u>(ク)</u> 法令、条例等(以下「法令等」という。)の規定により環境の保全を目的として指定された地域その他の対象および当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</p> <p><u>(ケ) 環境の保全および自然資源の持続可能な利用ならびに流域治水の推進等に関する計画等の内容</u></p> <p><u>(コ)</u> その他配慮対象事業に関し必要な事項 (計画段階環境配慮事項の選定)</p> <p>第2条の5 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制</p>

または目標の有無および環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 環境への負荷の量の程度により予測および評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 廃棄物等（廃棄物および副産物をいう。以下同じ。）

イ 省略

(5)・(6) 省略

4～5 省略

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測および評価の手法）

第2条の6 省略

(1)・(2) 省略

(3) 前条第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

ア・イ 省略

ウ 水源かん養林、防風林、水質浄化機能を有する水辺地および土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

エ 省略

（新設）

(4)・(5) 省略

(6) 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への

または目標の有無および環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 環境への負荷の増減の程度により予測および評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 廃棄物等（廃棄物、副産物および残土をいう。以下同じ。）

イ 省略

(5)・(6) 省略

4・5 省略

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測および評価の手法）

第2条の6 省略

(1)・(2) 省略

(3) 前条第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

ア・イ 省略

ウ 水源かん養、水質浄化、防災、減災等の地域において重要な機能を有する自然環境

エ 省略

オ 人の活動によって生物の多様性の増進が図られている里地、里山、緑地、水辺地等の自然環境

(4)・(5) 省略

(6) 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量、再資源化量その

負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

(7)～(9) 省略

第2条の7～第5条 省略

(環境影響評価の項目に係る調査、予測および評価の手法)

第6条 省略

(1)～(5) 省略

(6) 前条第3項において準用する第2条の5第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

(7)～(9) 省略

2 省略

第7条～第11条 省略

(環境の保全の見地から考慮すべき事項)

第12条 省略

(1) 地域の自然環境等との共生に関する事項

ア・イ 省略

ウ 水源かん養上重要な森林の保全に関すること

エ～ケ 省略

(2) 水、大気、エネルギー等の循環に関する事項

ア～オ 省略

他の環境への負荷の増減の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量、エネルギー消費量、二酸化炭素の吸収量その他の環境への負荷の増減の程度を把握できること。

(7)～(9) 省略

第2条の7～第5条 省略

(環境影響評価の項目に係る調査、予測および評価の手法)

第6条 省略

(1)～(5) 省略

(6) 前条第3項において準用する第2条の5第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量、再資源化量その他の環境への負荷の増減の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量、エネルギー消費量、二酸化炭素の吸収量その他の環境への負荷の増減の程度を把握できること。

(7)～(9) 省略

2 省略

第7条～第11条 省略

(環境の保全の見地から考慮すべき事項)

第12条 省略

(1) 地域の自然環境等との共生に関する事項

ア・イ 省略

ウ 水源かん養上または流域治水上重要な森林の保全に関すること。

エ～ケ 省略

(2) 水、大気、エネルギー等の循環に関する事項

ア～オ 省略

(新設)

(3) 省略

(4) 地球環境の保全に関する事項

ア・イ 省略

(新設)

(5) 省略

第13条～第18条 省略

(方法書の作成方法)

第19条 省略

2～6 省略

(新設)

(準備書の作成方法)

第20条 省略

2～9 省略

(新設)

第21条～第25条 省略

付則 省略

別表第1 (第5条関係)

カ 県内産の木材等の地域資源の活用に関すること。

(3) 省略

(4) 地球環境の保全に関する事項

ア・イ 省略

ウ 気候変動適応に関すること。

(5) 省略

第13条～第18条 省略

(方法書の作成方法)

第19条 省略

2～6 省略

7 事業者は、条例第53条第2項または第3項の規定により条例第2章の2に規定する方法書の作成前の手続を行っていない場合にあつては、方法書においてその旨を明らかにするものとする。

(準備書の作成方法)

第20条 省略

2～9 省略

10 事業者は、条例第53条第2項の規定により条例第2章の2に規定する方法書の作成前の手続および条例第3章第1節に規定する方法書の作成等を行っていない場合にあつては、準備書においてその旨を明らかにするものとする。

第21条～第25条 省略

付則 省略

別表第1 (第5条関係)

	<p>ア <u>発生および吸収の状況</u></p> <p>イ <u>土地利用の状況</u></p>			<p>ア <u>温室効果ガス等の発生および吸収の状況</u></p> <p>イ <u>エネルギー消費量および省エネルギー化の状況</u></p> <p>ウ <u>再生可能エネルギーの利用量の状況</u></p> <p>エ <u>土地利用の状況</u></p>	
省略			省略		